



		6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		Ⅲ期																													
日程	14	→	30	1	→	31	1	→	31	1	→	30	1	→	31	1	→	30	1	→	31	1	→	31	1	→	31	1	→	31	
	水		金	土		月	火		木	金		土	日		火	水		木	金		日	月		水	木		土	日		月	
	夜勤研修			<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟での教育プログラム疾患別看護手順に沿って段階的に看護を展開する</li> <li>・病棟での学習会に参加</li> </ul>									ローテーション研修																		
	担当患者数は病棟で決める			PNS開始(部署判断)									ラ	早番・遅番業務自立			夜勤業務自立														
	土曜・日曜勤務開始												ダ																		
指導方法				<b>【実地指導者】</b> ・病棟の教育プログラムに沿った指導を行う ・新人が勤務する上でのストレスや悩みの相談にのる ・指導に問題が生じたら教育担当者、看護師長に相談する <b>【教育担当者】</b> ・病棟の教育プログラムを作成し、それに沿って実地指導者が行う指導を支援する ・定期的に指導状況を確認し、評価・修正する						<b>【スタッフ】</b> ・新人や実地指導者への支援を行う ・病棟の教育プログラムを理解する ・新人の基礎看護技術の達成に関心を持つ <b>【看護師長】</b> ・教育プログラムに沿った円滑な指導が行われるよう、適宜教育担当者、実地指導者、本人を支援する ・スタッフへも円滑な指導の進行に対する協力を依頼する ・12月末までに早番・遅番業務、夜勤業務が自立できるよう指導する						<b>【実地指導者】</b> <b>【教育担当者】</b> <b>【スタッフ】</b> <b>【看護師長】</b> ・次年度に向け新人が自立できるよう指導する															
	★			★						★						★						★			★			★			
	☆16日研修生、23日実地指導者																														
	✿			✿			✿			✿						✿						✿						✿			
目標・チェックリスト	社会人基礎力自己評価 21日実施			3	3	6							6	6	1										社会人基礎力自己評価	1	1				
	評価目標設定 7月18日提出												評価目標設定 11月6日提出										テック・まとめ 3月8日提出								
面接				条件附採用面接			本人・看護部長																								

## 群馬県立がんセンター新人看護職員教育プログラム

### 【目的】

1. 看護の基本的知識・技術・態度を習得する
2. 専門職業人として看護者の倫理綱領に基づいた行動を習得する
3. 組織人としての役割・心構えを理解した行動を習得する

### 【目標】

1. 患者の状況に応じて安全・安楽な看護を実践する
2. 看護者として心身の健康を管理する
3. 当院における基本的なマナー、ルールを遵守する

## 研修概要

### 1 教育プログラム

【臨床研修Ⅰ期】(2023年4月13日～4月30日まで)

- ①患者は担当せず、患者に基本的看護技術を繰り返し提供し習得する。
- ②技術指導は、技術チェックリストを常に活用しながら行う。
- ③新卒看護職員は、入職3か月が終了するまでは(6月末)PNSを行わず、基本的看護技術を習得する。

【臨床研修Ⅱ期】(2023年5月1日～5月31日まで)

- ①患者を担当し、日常業務を通して基本的看護技術を習得する。
- ②疾患を理解した診療介助を(検査・処置)実施する。
- ③担当する患者は、重症度を考慮する。
- ④5月17日より患者数を徐々に増やし、5月31日までには5～6名の患者を担当する。

【臨床研修Ⅲ期】(2023年6月1日～6月30日まで)

- ①6月1日～9日は夜勤で必要とされる基本的看護技術の最終確認を行う期間とする。
- ②6月5日より夜勤研修を開始する。夜間の患者の状況や看護業務をイメージするために、1回目の夜勤は患者を担当しない。  
以後2回の夜勤は必ず実地指導者とダブルで患者を担当し、実地指導者と一緒の夜勤は最低3クール行う。  
6月中に準夜・深夜を各2回経験する。

### 2 指導方法

- ①採用時研修1の終了後、各部署の配属先で指導を行う。
- ②臨床研修Ⅰ期：できる限り指導者(実地指導者または教育担当者)がいる体制とする。
- ③臨床研修Ⅱ期：指導者及びスタッフ全員で指導する。
- ④臨床研修Ⅲ期：指導者及びスタッフ全員で指導する。
- ⑤7月よりPNSを開始。指導者及びスタッフ全員で指導する。(開始時期は部署判断)
- ⑥12月末までに早番・遅番業務、夜勤業務が自立するように指導者及びスタッフ全員で指導する。
- ⑦1月～3月末：次年度に向け新卒看護職員が自立できるよう指導者及びスタッフ全員で指導する。